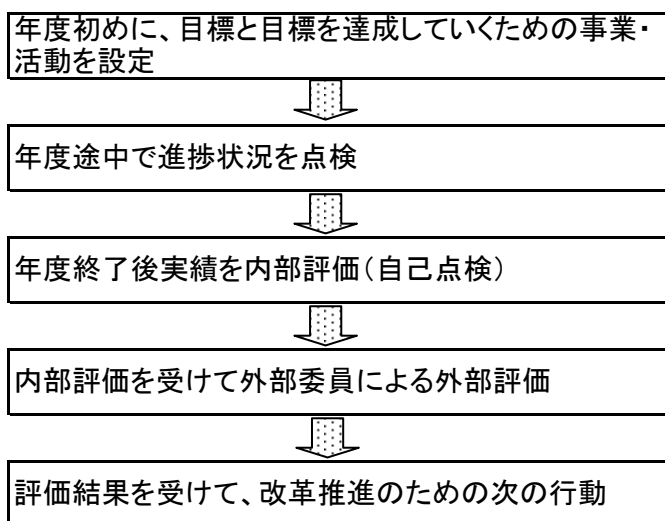


◎市民ミュージアム評価制度の概略

平成20年度よりミュージアム改革推進の重要なツールとして評価制度を導入

●市民ミュージアムが目指す姿を実現していくために



●制度導入の目的

- 事業・活動の実績に対する成果・課題を自ら点検するとともに、外部からの客観的な評定を受けることにより
- ・P-D-C-Aサイクルの確立による仕事の質の向上
- ・評価を公表することにより、事業・活動に対する市民の理解を得る

※参考:20年6月改正の博物館法

- ・「運営の状況についての評価と、運営の改善を図るための必要な措置を講ずること」
 - ・「事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深め、これらの者との連携及び協力の推進に資するため運営の状況に関する情報を積極的に提供すること」
- が努力規定として盛り込まれる